

厚岸町規則第1号

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月18日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項を次のように改める。

条例第25条第2項に規定する町長が規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員 毎月21日
- (2) 日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員 翌月5日

第20条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項各号に規定する日が休日（厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、前項各号に規定する日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。ただし、当該支給日が条例第25条第1項に規定する計算期間の当月となるときは、前項各号に規定する日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。